
午後 1時58分開会

○議長（犬飼信雄） これより平成28年松本広域連合議会2月定例会を開会いたします。

現在までの出席議員は24名でありますので、定足数を超過しております。

よって、直ちに本日の会議を開きます。

最初に、報告事項を申し上げます。

広域連合長より議案が10件提出されております。あらかじめ皆様のお手元にご配付申し上げますとおりであります。

本日の議事は、お手元の議事日程をもって進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（犬飼信雄） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、議長において7番、清沢正毅議員、8番、宮下正夫議員、9番、宮澤豊次議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（犬飼信雄） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（犬飼信雄） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第3 議案第1号から議案第9号まで

○議長（犬飼信雄） 日程第3、議案第1号から議案第9号までの以上9件を一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

菅谷広域連合長。

○広域連合長（菅谷 昭） 本日ここに、平成28年松本広域連合議会2月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはおそろいでご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、私は、平成24年3月29日、3度目の松本広域連合の広域連合長に就任以来、私の任期は残すところ1カ月余りとなりましたので、議案の提案説明に先立ちまして、この4年間の振り返り、若干所感を申し上げたいと存じます。

顧みますれば、松本広域連合は、平成17年4月4日から松本市役所大手事務所6階を事務所としてきましたが、旧波田町との合併を踏まえ、松本広域圏における地域バランスに配慮し、平成24年10月1日、松本平の西側丘陵に位置するこの波田の地に移転いたしました。

平成24年11月13日、この専用の議場での初議会をお願いして以来、10回を超える議会を重ねてきたところでございます。

この間、広域圏域43万の住民の皆様が、健康で生き生きと、安心して毎日が過ごせますよう、関係市村の連携をより強固にし、広域連合の充実強化に努め、一定の成果を挙げることができました。これもひとえに関係8市村の皆様方のご理解ご協力のたまものと深く感謝を申し上げます。

さて、当広域連合の中核業務であります消防業務につきましては、平成25年に、広域常備消防体制となって満20年を迎え、平成26年には、近年最大の大型事業であります「高機能消防指令センター総合整備事業」として「消防救急デジタル無線」、「消防通信指令システム」などの運用を開始し、消防活動業務の心臓部として、住民の皆様との生命線たる主要装置に新しい命を吹き込み、大規模災害への対応や災害通報多様化への対応など、刻一刻と移り変わる災害活動現場の活動支援能力がより一層向上したところでございます。

また、平成24年に策定いたしました「常備消防力整備に係る中長期構想」において、将来を見据えた消防力の適正な配置計画として、超少子高齢型の人口減少社会の到来に備えた消防力の整備の指針を定め、これに基づき平成26年4月、丸の内消防署庄内出張所への「高規格救急車」の新たな配置と塩尻消防署に「屈折はしご付消防車」の配置を完了したところで

あります。

庄内出張所への高規格救急車配置につきましては、松本市内の消防署間の救急出動件数の偏りが解消され、現場到着時間の短縮につながるなど適正化が図られました。

また、塩尻消防署に配置しました屈折はしご付消防車につきましては、広域管内全域でのはしご車の平均現場到着時間の短縮と松本地域南部の中高層建物への災害対応力の強化を図るため、本郷消防署のはしご車更新を機に、同消防署から塩尻消防署へ配置転換したところであります。

また、救急車の増配置とはしご車の配置転換による運用効果について、引き続き広域全体での検討を進めてまいります。

次に、介護認定審査及び障害支援区分認定審査につきましては、平成25年「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されたことに伴い、大幅な調査項目や判断基準の見直しが行われました。

また、各自治体においては地域包括ケアシステムの構築等が求められるなど、福祉分野においては大規模な事務事業の改正が行われましたが、関係市村のご理解とご助力を賜り、当広域連合におきましては平成11年の介護認定審査、平成18年の障害程度区分認定審査の業務開始以来、公平・公正な審査に努めるとともに、円滑に業務を行うことができました。

次に、松本地域ふるさと基金事業につきましては、松本地域の振興整備のため、基金の運用益等の財源確保に努めるとともに、必要な事業を厳選した中で、広域的観光、広域的健康づくり・スポーツ振興、広域的地場産業振興、広域的文化事業など、関係市村の皆様方のご協力を得ながら、計画的に取り組み、広域連携に実を挙げることができたものと認識しております。

ここで、過去3カ年の火災と救急の状況について申し上げます。

まず、当消防局管内の火災件数ですが、平成25年は198件で、翌平成26年は142件、そして平成27年におきましては消防局発足以来2番目に少ない141件で、150件前後から200件を推移しております。出火原因につきましては、いずれの年も「たき火」に起因する火災が最も多くなっております。

一方で、救急出動件数を見ますと、平成25年は1万6,514件で、平成26年は1万6,910件、平成27年は1万7,171件で、毎年200件から400件前後増加する傾向が続いております。この件数増加の要因といたしましては、急病によるものが増加しており、全体の6割以上を占め、また、救急搬送における高齢者の占める割合が6割以上となるなど、急速な高齢化社会の進

展を反映しております。

消防局におきましては、引き続き、火災予防と救命率の向上に努め、消防業務に精励していく所存でございます。

以上申し上げましたとおり、当広域連合の業務について一定の前進を図ることができましたのも、議員の皆様方を初め業務にかかわる多くの皆様方のご理解ご協力のたまものと改めて深く感謝を申し上げますとともに、議員の皆様方には引き続き当広域連合の運営にご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、平成28年の初の議会となりますので、この際、当広域連合を取り巻く情勢に関連して若干述べさせていただきます。

まず、松本地域に初めてのプロスポーツクラブとして誕生したJ1「松本山雅FC」が、J2降格という残念な結果も、これはさらなる飛躍に向けた通過点と考えております。この「松本山雅FC」という貴重な地域資源を、プロスポーツを核とした地域づくりとしてとらえ、交流人口の増加や応援する住民とサポーターとの一体感が松本広域圏の活性化と連携につながるものと期待しております。

次に、昨年11月の定例会でも報告いたしましたビッグデータを活用した松本地域への観光客の動態調査並びに意向調査に関連して申し上げます。

新たな広域観光づくりを推進することを目的とした「松本地域の観光変革プロジェクト」として、昨年12月、松本地域の産学官のメンバーで構成する3回目のワーキンググループの会議を開催し、調査の分析結果を活用して効果的な観光施策の検討を引き続き行っているところでございます。今後、各市村の地方版総合戦略における広域観光事業との整合を図りながら、広域圏内への誘客促進に努めてまいります。

それでは、ただいま上程いたしました条例制定1件、条例改正4件、補正予算2件、当初予算2件、計9件の提出議案につきまして一括してご説明申し上げます。

まず、議案第1号の松本広域連合行政不服審査法施行条例の制定は、行政不服審査法が平成28年4月から施行されることから、審査庁の裁決の判断の妥当性をチェックするための第三者機関である審査会の設置などについて、必要な事項を規定するものでございます。

次に、議案第2号 松本広域連合情報公開条例及び松本広域連合個人情報保護条例の一部改正は、行政不服審査法の施行に伴い関係条例等の整備を一括して行うものでございます。

次に、議案第3号 松本広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正は、昨年の地方公務員法の改正に伴い、引用する条項について改正するものでございます。

次に、議案第4号 松本広域連合消防本部及び消防署設置条例の一部改正は、丸の内消防署及び本郷消防署の管轄区域の見直しに伴い、その一部を改正するものでございます。

次に、議案第5号 松本広域連合火災予防条例の一部改正は、関係政令の一部改正に伴い、気体燃料等を使用する火器設備等からの離隔距離を規定している表に、新たな設備等を追加するものでございます。

次に、議案第6号及び第7号の補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、平成27年度の事務事業の精算に伴うもののほか、昨年の御嶽山噴火災害再捜索に伴う派遣経費等の追加が主なもので、補正規模は一般会計で2,510万円を追加し、補正後の予算規模を歳入歳出それぞれ42億648万円に、また、特別会計では539万円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ2,405万円とするものでございます。

次に、議案第8号及び第9号の平成28年度当初予算について申し上げます。

一般会計は、予算総額42億8,503万円で、平成27年度予算に比べ2.5%の増となっております。関係市村が引き続き厳しい財政状況のもとで行財政改革に取り組んでいることを念頭に置き、住民の生命・身体・財産を守り、安全で安心な暮らしを確保し、住民の皆さんから一層信頼される広域行政を進めるため、重点事業の推進を基本に、堅実かつ健全な財政に配慮した予算編成といたしました。

主な内容といたしましては、大規模災害発生時における消防車両の機動力を確保するため、芳川消防署の敷地内に自家用給油取扱所設置経費を計上したほか、災害現場での指揮体制や安全管理体制のさらなる強化を図るため、携帯型移動局無線装置を増強配備し、今後の有事に備えてまいります。あわせて更新時期を迎えた救急車を含む消防用車両2台分の購入経費を計上しております。

また、松本地域ふるさと基金事業特別会計は、予算総額は1,699万円で、平成27年度予算に比べ8.9%の減となっております。

主な内容といたしましては、先ほど事務事業に関連して申し上げましたが、広域的観光事業として本年度実施しました松本地域の観光動態調査、観光意向調査の調査結果をもとに、「地域の魅力発信ガイドブック」を作成し、あわせて主要駅、高速道路サービスエリア及び大型集客施設等でPRイベント等を実施するなど、松本地域への誘客と広域内の回遊性の向上に努めてまいります。

また、広域的な健康づくり・スポーツ振興、地場産業振興、文化事業を引き続き実施してまいります。

以上、本日提案いたしました議案等についてご説明申し上げましたので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

なお、後ほど公平委員会委員の人事案件を提案させていただきますので、あわせてよろしくようお願い申し上げます。

○議長（犬飼信雄） ただいま広域連合長から上程議案に対する説明がありました。

日程第4 松本広域連合行政一般に対する質問

○議長（犬飼信雄） 日程第4、松本広域連合行政一般に対する質問を行います。

現在までの発言通告者は、23番、池田国昭議員1名であります。

池田国昭議員の発言を許します。

23番、池田国昭議員。

○23番（池田国昭） それでは、通告に従って消防行政について3点質問をいたします。

先ほど連合長から、この間の消防行政についての経過や歴史について発言がございました。充実強化という内容での発言、報告ではありましたが、今回はある意味、そんな中で一番遅れていると言ってもいいのではないかとと思われる人的体制の充実について、以下質問を1番目にしたいと思います。

職員の不足の問題です。この人員不足が常態化しているのではないかという点についてお聞きします。

明科とか麻績とか、穂高、山形、梓川などの各消防署及び出張所の中で班体制がとられて3交代で勤務をされているわけですが、その中には3つの班に分けると7人のところもあります。署長さんを除いて6人で班を組まざるを得ない、そういう署が今紹介した中であるかと思えます。救急車は3人乗車体制、タンク車、いわゆる消防車は本来5人体制ですが、乗りかえ運用という適用で3人でもよいというふうになっているわけですが、それにしても、6人の班の場合、1人の方が休みをとると、そのときに救急車が既に3人で出ていると、残っている方は2人と、あと署長さんだけという状況になります。

先ほど救急出動の件数についてはこの3年間の増えている状況が報告されましたが、そういう救急車が出ているときに火災になった場合には、署からの出発はタンク車2人で出動しなければならないということが考えられるわけです。

こうした中で、班が6人で構成されるところがあるという、こういうことがいわば常態化している、ほかからの援助があるからということで常態化しているということについて、これでいいのかどうか、このことをお聞きしたいのです。

どういうふうになっているか。休みが取れるか取れないかの問題で、2人で出発しなければならない状況が生まれるということはなるべく避けたいということで、署の方々、署長も含めて関係者の方々がやりくりをして、交代勤務ないしは代休を取るような形にして、なるべくそういうことを防いでいるということをお聞きしました。でも結果として、いわば保証されている年休がとれない、消化できないという言葉もありますが、そういう状況になっているのではないのでしょうか。

こうした6人体制というのは、例えば長野市の消防局では考えられない、そういう事態だというふうに聞いております。ぜひ先ほど5の署と出張所に関連しての名前を具体的に挙げましたが、これだけの署なのかどうかということもあります。加えて、現在の年休の消化率がどのようになっているのかということと、結論的にこうした職員不足が常態化していることについてどのように考え、今後どのようにしていくのかということをお聞きしたいと思います。

2つ目に、松本広域圏内の中でホテルや事業所等について屋内設備の設置が義務づけられたということに関して、新たに消防法の改定があり、旅館やペンションなど屋内消火栓の設備、スプリングクラーなども含めて、そういうことの義務づけがされました。いわゆる特例としてその設置に猶予期間が置かれる場合もあるとは聞いていますが、しかし、万が一事故があれば取り返しのつかない結果を招き、そのことが非常に悔やまれる結果を呼ぶわけです。

お聞きしたいのは、この消防法の改定に基づく屋内設備の設置状況について、管内はどのようになっているのかという点が1つ、それから、実際のそうした業者の方々の実情との関係からいって、例えば設置するに当たっての補助制度ないしは融資制度、こういうものがこの圏域の中での観光行政との関係から言っても、私は宿泊者やそういう来訪滞在者の安全を守るという観点から対策が求められると思いますが、現状とその対策についてお聞きしたいと思います。

3つ目に、人事評価についてお聞きします。

地方公務員法の改定によって、来年度、ですから、平成28年4月1日から人事評価制度が導入されるということがこの間の委員会の中でも報告をされ、実際に実施に移されるかと思えます。そこでお聞きしたいのは、もちろん消防職員でない職員の方もいらっしゃいますが、

松本広域は主に消防職員という方がほとんどです。この消防職員の業務という特殊性に鑑み、現在どのような制度設計を行っているのかということをお聞きしたいと思います。

具体的には、実施に当たっての松本広域連合のオリジナリティというものはどういう面があるのか。加えて、今のオリジナリティとも重なりますが、目的、それから、参考にした団体及び業務評価についての目標設計等々はどのように行う予定にしているのか。このことをお聞きしたいのが1つと、とりわけ業務評価に関しての目標の設定の仕方についてはどんなふうを考えているかということと、最後に、給与へのリンクということが必ずこの人事評価制度については話題になります。いわゆる職員の待遇への反映、具体的には給与へのリンクということについてはどのように考えているのかということをお聞きして、第1回目の質問といたします。

○議長（犬飼信雄） 清水消防局長。

○消防局長（清水哲弥） それでは、ただいまの池田議員の質問にお答えいたします。

初めに、職員不足により年休が取得できない状態になっていないかのご質問でございますが、当消防局では3交代の勤務体制で、1つの当番勤務者が6名となる消防署も実際ございます。この班では、1名が休暇を取得すると、5名プラス署長という体制となりますが、火災が発生した場合には複数の消防署から消防隊が同時に出動するなど状況に応じた体制をとっているところでございます。また、あらかじめ研修などで人員が欠けることがわかっている場合には、所属内で人員のやりくりなどの対応をしております。昨年の当消防局職員の年休の取得状況は平均で9.4日となっております。これは平成26年の全国消防職員の平均でもあります9.5日とほぼ同じという状況でございます。

次に、職員定数の見直しが必要な時期にきているのではないかのご質問でございますが、現状の職員定数の中で、消防力を低下させない効率的な消防体制を確保するための方策といたしまして、平成26年度から、定年退職者のうち希望する職員を定数に含まない短時間勤務職員として再任用し、職員の長期派遣や消防学校入校者のいる消防署へ配置をしているところでもございます。

しかしながら、近年、全国的に予測のつかない大規模な火山噴火災害や豪雨災害など各地で発生している状況でもございますので、職員体制のあり方などについて今後研究してまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の消防法に基づく屋内設備の設置についてお答えをいたします。

まず、消防法の改正に伴う消防設備の設置状況でございますが、これは平成24年5月の広

島県福山市で発生したホテル火災や平成25年2月の長崎県長崎市で発生した高齢者グループホームなどにおける火災を契機に、平成27年4月1日に消防法の一部が改正され、新たにスプリンクラー設備や自動火災報知設備を設置しなければならない防火対象物が拡大をされまして、これらの設備を平成30年3月末までに設置することが義務づけられております。

この改正によりまして当消防局管内において新たに消防用設備の設置が必要となった対象物は87施設ございます。そのうち44の施設では既に設備の設置が完了しておりまして、残りの43施設につきましては、現在設置期限までに必要な設備を設置するよう指導をしているところでございます。

次に、消防用設備の設置促進のための補助金や融資制度についてでございますが、こちらにつきましては既に金融公庫等により中小企業を対象とした低金利の融資制度が設けられておりますので、今後こうした制度を関係者に紹介しながら、設置促進を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、3点目の人事評価制度についてのご質問にお答えをいたします。

人事評価制度につきましては、地方公務員法の改正により本年4月1日から全ての自治体において実施が義務づけられたもので、当広域連合におきましても現在制度の構築を進めているところであります。

国が進めている人事評価制度は、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力や目標として掲げた業績を把握し、これを人事管理の基礎とするもので、これまでの勤務評定との違いは、評価項目を明らかにするほか、面談や評価結果の開示などにより一方的な評価から客観性を確保するものとなっております。

当広域連合では、今回の人事評価制度の一番の目的を人材育成としてとらえ、上司と部下とのコミュニケーションツールの一つとして活用してまいりたいと考えております。

次に、消防職員に対する人事評価制度の構築につきましては、災害現場での指揮命令による集団活動など、消防業務の特殊性もございますので、構築実績のある専門家の知見を参考に、先進地視察、職員による内部の検討会、そして署長会議などを通じた職員の意見を反映することにより、当消防局の現状に即した制度とするよう心がけております。また、昨年11月には全職員を対象にこの制度に関する説明会を開催したところでもございます。

次に、職員への処遇の反映につきましては、既に制度を導入している自治体では人事評価制度が職員に定着するまでに一定の期間が必要であったというふうに聞いております。今後研修会などを利用しながら、時間をかけて慎重に対応してまいりたいというふうに考えて

おります。

以上でございます。

○議長（犬飼信雄） 池田国昭議員。

○23番（池田国昭） 答弁をいただきました。

年休の問題についてですけれども、改めて確認するまでもないのですが、年休は職員の場合年間に20日間保証されております。その年に未消化の分は翌年に回せる、最大で20日間回せるので、その年によっては最大40日間年休をもらえる職員の方がいらっしゃいます。

この広域連合に加入している松本市、私の自治体のことでちょっと調べてみたら、先ほど当広域連合は9.4というお話でしたけれども、松本市では約10日間、9点台の後半だそうですねけれども、消化をされていて、目標値は12日間ということを決めて取り組みを進めております。果たして12日でいいのかということですが、現状はそこに目標を定めなければならないような状況になっている、そのところに一番の、松本市のことですが、ほかの自治体も同様の悩みや現状かというふうに思います。

私は、そういう中で、消防職員の皆さん方から恐らく代休にしてほしい、年休はなるべく避けてもらいたいというお話があるかと思うのですが、でもいわば不満という言い方は失礼に当たるかもしれませんが、そうした要望が、年休をとらせてもらいたいという要望が寄せられていないのかもしれませんが、しかし、私は思います。それとて、それは住民の命と財産を守る任務に誇りを持って仕事についての職員の皆さんだからこそ、そういう声を直接寄せないだけのことであって、私はそこにとどまってはならない、こういう事態をやはり上から直していくということが求められるのではないかと思います。

今、消防の実際に火事等で現場に行かれる職員の方を主にお話を申し上げましたが、消防署のいわば現場勤務ではなくて、内勤と言われる消防本部の勤務員の皆さんの中にも、どちらかと言えば、現場の勤務以上に休みがとれないということもあるのではないかと私は心配をしております。

救急業務が増えているということが先ほど改めて紹介がありましたけれども、そういう点から言っても、ここへきて職員定数の増員、見直しはどうしても必要だというふうに思います。答弁にありましたように定数にはカウントしない再任用者でカバーをすることなんですけど、しかし、長期の派遣だとか、消防学校に入校して通っている現場を既にあけざるを得ないという方々が、例えば新規の時期はたしか半年間、毎週通わざるを得なくて、初めからそこが欠員になっている。こうした欠員の補充はそれこそ必要ではないかとその点から

も私は思うわけです。

答弁の中では今後研究をという表現でしたけれども、この研究という言葉は、議会の関係者全ての皆さんが御存じのとおり、表現は悪いですが、いわゆるくせ者です。この研究ということにとどまらずにという表現ですけれども、現在不足が常態化しているということの認識はあるのかどうか、改めて私はお聞きしたいと思うんです。

時間が短いので、長野市消防局のことだけちょっとご紹介をしたいと思います。

長野市消防局、その地理的な条件等々、この間のでき上がってきた経過など、そのまま比較することには無理があるというふうにはもちろん思いますけれども、長野市は2交代制をとっており、2つの署や1つの出張所を除いてほとんどのところは17人体制で、及び23人体制でその署の勤務ができております。ここを2交代で割るわけですから、もちろんその中には署長も入っているようではありますが、1人除いた16人の半分は8人ずつです。同様に23人体制の署は11人ずつで班が編成されます。ですから、この班の中で交代をとる方が生まれても、少なくとも松本広域連合のように出発の時点ではタンク車2人で出なくてはいけないというような事態は全くないということに関係者はおっしゃってございました。2交代制がいいか、3交代制がいいかという議論もあるはあと思いますが、きょうはその議論は置いておいたとしても、根本的にはこの人員不足が恒常的な状況になっているということの一つの比較であると思います。

また、これも単純ではありませんけれども、消防行政を担っている、長野市は長野市で、あとほかの地域は受託をして長野市消防局がありますが、上田とか諏訪などは当広域連合のような広域連合でやっております。関係する人員の数の皆さんを、職員1人当たりの担当人口という表現がいいかどうか言えませんが、割った場合に、1人当たりの職員の皆さんが負っているのは恐らく今紹介した長野市、上田広域、諏訪広域等々と比べると一番多いのではないかと、私の調査が間違っていれば、ですけれども、というように思っております。

ぜひこの点は今回実際はどうなんだという質問項目まで寄せてありませんので、次回の宿題の一つとしていきたいと思いますが、いずれにしても、改めて現状との関係で、松本広域連合の人員不足の常態化についてどのような研究、どのような結論づけをしていくつもりなのかということをちょっと突っ込んでお聞きしたいと思います。

2つ目の問題、今回、関係業者の皆さんと改めてお話を伺いました。業者の皆さんの中には高額な設備の費用と今後のことを考えると切実な声として、どうやってとぼっていくかを考えるという言葉なのだそうです。後継ぎがない、そういう中でどうやってとぼっていく

のかということを目ごろ考えている中、融資制度があっても、借りられる人は少ないというのが現状です。先ほど紹介があった融資制度を実際にどのように利用者が使っているのかということ、もしわかったら教えていただきたいのですが、融資制度もそうですが、私はやはり何らかの補助制度的なものを設けないと設置促進にならないのではないかと思います。これは答弁を求めませんが、こうした対応が必要かと思えます。

最後に、3番目、人事評価制度についてです。

公安職というふうに言われますが、警察の方とか、自衛隊員も恐らくその中に入るかと思えます。そして消防署の職員です。いわば公安職と言われるこれらの皆さん方の任務というのは、目ごろから、その仕事の内容からして上司と部下という関係の中での信頼関係を醸成している。まず、上司と部下、とりわけ緊迫した火災の現場等々では、救急車もそうですけれども、指揮命令系統が不可欠な職場です。その指揮命令系統が日常の活動に持ち込まれる心配、いわばパワハラというふうに言われるような事態を防ぐ意味でも、私はこの人事評価制度はある意味積極的な側面、評価点があるかと思えます。そういうことも含めて取り組んでいていただきたい。

ただ、処遇への反映は慎重にというふうに先ほどありました。これもよくわからないという言い方も失礼かもしれませんが、要はある意味命がけで仕事をしている方々に対して、その結果を給与で評価するということがどういう意味をなすのかということ考えた場合に、私は待遇の反映、とりわけそういう給与への反映というのはふさわしくないというふうに思うわけですが。給与へのリンクはやらないということを強く求め、もしこれがそういうことであれば、確認の質問として2回目の質問を終わります。

○議長（犬飼信雄） 清水消防局長。

○消防局長（清水哲弥） 池田議員の2回目の質問にお答えいたします。

職員体制の研究について、どのように研究をしていくかというご質問でございますが、将来の管内の情勢変化を見据えるとともに、これまでの状況の検証をもとに研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（犬飼信雄） 以上で、池田国昭議員の質問を終結し、松本広域連合行政一般に対する質問を終結いたします。

日程第5 議案に対する質疑

○議長（犬飼信雄） 日程第5、議案第1号から議案第9号までの以上9件に対する質疑につきましては、発言通告がありませんので、質疑を終結し、直ちに議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第9号までの以上9件につきましては、一層慎重審議を期するため、お手元にご配付してあります委員会付託案件表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

本会議は、委員会審査のため休憩し、委員会審査終了後、直ちに再開いたします。

なお、本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時46分休憩

午後 4時45分再開

○議長（犬飼信雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 委員長審査報告

○議長（犬飼信雄） 日程第6、議案第1号から議案第9号までの以上9件を一括議題として、委員長の報告を求めます。

最初に、総務民生委員会委員長、小林弘明議員。

小林弘明議員。

○総務民生委員長（小林弘明） 総務民生委員会のご報告を申し上げます。

委員会は、付託されました議案7件について慎重に審査をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。

最初に、議案第1号 松本広域連合行政不服審査法施行条例につきましては、異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号 松本広域連合情報公開条例及び松本広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号 松本広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正す

る条例につきましては、異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号 平成27年度松本広域連合一般会計補正予算（第1号）中、当委員会関係補正予算につきましては、異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号 平成27年度松本広域連合松本地域ふるさと基金事業特別会計補正予算（第1号）は、異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号 平成28年度松本広域連合一般会計予算中、当委員会関係予算につきましては、異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号 平成28年度松本広域連合松本地域ふるさと基金事業特別会計予算につきましては、異議なく可決すべきものと決しました。

なお、質疑・意見の主な内容としましては、ふるさと探訪事業の個人負担について質問があり、昼食等については参加者の個人負担としているとの答弁がありました。また、この事業については人気のある事業なので、今後も継続してほしいとの要望をいただきました。

また、松本地域の観光事業について、さらに積極的に展開していくよう要望がありました。

以上で当委員会の報告といたします。

何とぞご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（犬飼信雄） 次に、消防委員会委員長、中原巳年男議員。

中原巳年男議員。

○消防委員長（中原巳年男） 消防委員会の報告を申し上げます。

委員会は、付託されました議案4件につきまして慎重に審査いたしましたので、その結果についてご報告申し上げます。

最初に、議案第4号 松本広域連合消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例につきましては、異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号 松本広域連合火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号 平成27年度松本広域連合一般会計補正予算（第1号）中、当委員会関係補正予算につきましては、異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号 平成28年度松本広域連合一般会計予算中、当委員会関係予算につきましては、異議なく可決すべきものと決しました。

以上で当委員会の報告といたします。

何とぞご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（犬飼信雄） 以上をもって委員長の報告は終わりました。

委員長の報告に対し質疑のある方の発言を求めます。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（犬飼信雄） ないようでありますので、質疑は終結いたします。

次に、以上の案件に対し意見のある方の発言を求めます。

意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（犬飼信雄） ないようでありますので、これより採決いたします。

議案第1号から議案第9号までの以上9件につきましては、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（犬飼信雄） ご異議なしと認めます。

よって、以上の案件は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第10号

○議長（犬飼信雄） 日程第7、議案第10号 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

菅谷広域連合長。

○広域連合長（菅谷 昭） ただいま上程されました公平委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

松本広域連合公平委員会委員伊藤隆委員が、去る1月20日付をもって辞職されましたことから、新たな委員として、又坂常人氏を選任しようとするものでございます。

何とぞご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（犬飼信雄） お諮りいたします。

ただいま上程になりました議案第10号につきましては、直ちに採決いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(犬飼信雄) ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第10号 公平委員会委員の選任については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(犬飼信雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号はこれに同意することに決しました。

○議長(犬飼信雄) 以上をもって今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、平成28年松本広域連合2月定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 4時53分閉会